

[申請者]

住 所

氏 名

(名称)

農地法第4条の規定により申請のあった下表記載農地の 転用を許可する。

ただし、次の条件を付ける。

年 月 日

千葉県知事

印

- [許可条件]
- (1) 用途
- (2) 申請書に記載された事業計画(用途、施設の配置、着工及び完工の時期並びに被害防除措置等を含む)に従って事業の用に供すること。
- (3) 転用に伴う工事について、許可後3か月及びその後1年ごとに工事が完了するまで、その進捗状況報告を、工事が完了したときは、その完了報告をそれぞれ農業委員会へ2部提出すること。

[表]

市 町 村	大 字	字	地 番	地 目		面 積 m ²	備 考
				登記簿	現 況		

- [注意事項]
- (1) 申請書に記載された事業計画(用途、施設の設置、着工及び完工の時期並びに被害防除措置等を含む)に従って、その事業に供しないときは、農地法第51条の規定によりその許可を取り消し、条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは原状回復の措置等を取るべきことを命ずることがある。
- (2) 地目変更の登記申請を行うときは、申請書記載の用途に供したことを確認できる農業委員会が発行した証明書を添付すること。

- [教示]
- 1 この処分に不服があるときは、行政不服審査法第2条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に名宛人を千葉県知事とした審査請求書(同法第19条第2項に規定する事項を記載しなければなりません。)を千葉県知事に提出して審査請求をすることができます(なお、処分があったことを知った日から3月以内であっても、処分のあった日の翌日から起算して1年を経過したときは審査請求をすることはできません。)
- 2 この処分の取消しを求めるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、千葉県を被告として(訴訟において千葉県を代表する者は千葉県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、処分があったことを知った日から6箇月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできません。)
- ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

農業事務所

農業委員会

(第 号)

(第 号)